

## 地域医療連携推進法人認定及び代表理事選定認可 申請概要

資料 3

### 1 名称・主たる事務所の所在地

名称	尾三会
主たる事務所の所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98

### 2 医療連携推進業務

・ グループ内施設の機能分化
・ グループ内施設間における医療・介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療を充実
・ 医療・介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療を充実
・ グループ内施設間での患者情報の共有化モデルの確立
・ 医薬品の一括交渉を通じたグループ内施設の経営効率化
・ 医療機器等の共通化及び一括価格交渉を通じたグループ内施設の経営効率化
・ グループ内施設における給食サービスの共同化による適切な配食と経営効率化
【介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業】
・ 先進的な地域包括ケアモデル情報を地域医療構想区域に対し提供
・ 「暮らし」を支える在宅診療のシステム化
・ 介護・医療従事者等の相互派遣を通じた在宅診療等の充実
・ グループ内施設間での患者・利用者情報の電子的な共有モデルの確立

### 3 医療連携推進区域

名古屋市緑区、名古屋市天白区、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、愛知郡東郷町

<3の医療連携推進区域から該当する地域医療構想区域>

名古屋・尾張中部、尾張東部、知多半島、西三河北部、西三河南部東、西三河南部西、東三河南部

### 4 参加法人

法人名	病院名・施設名	市区町村
南医療生活協同組合	総合病院南生協病院	緑区
医療法人清水会	相生山病院	緑区
医療法人なるみ会	第一なるみ病院	緑区
医療法人コジマ会	ジャパン藤脳クリニック	緑区
医療法人みどり訪問クリニック	みどり訪問クリニック	緑区
医療法人並木会	並木病院	天白区
医療法人愛整会	北斗病院	岡崎市
医療法人鉄友会	宇野病院	岡崎市
医療法人十全会	三嶋内科病院	岡崎市
医療法人葵	葵セントラル病院	岡崎市
医療法人宝美会	総合青山病院	豊川市
医療法人明和会	辻村外科病院	刈谷市
医療法人社団同仁会	一里山・今井病院	刈谷市
公益財団法人豊田地域医療センター	豊田地域医療センター	豊田市
医療法人贈恩会	小嶋病院	東海市
医療法人利靖会	前原整形外科リハビリテーションクリニック	大府市
医療法人秋田病院	秋田病院	知立市
学校法人藤田学園	藤田保健衛生大学病院	豊明市
医療法人名翔会	老人保健施設 和合の里	東郷町
社会福祉法人あかいけ寿老会	特別養護老人ホーム寿老苑	日進市

### 5 社員

[上記4の参加法人全てと]

- ・ 富田 裕 <富田病院> [個人開設] (岡崎市)
- ・ 滝沢 健次郎 <たきざわ胃腸科外科> [個人開設] (みよし市)

## 6 認定基準（医療法第70条の3第1項各号）の適合性

### (1) 医療連携推進業務を主たる目的としていること（事業費率50%超）

事業費率の見込み	63%
----------	-----

### (2) 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

#### 【経理的基礎】

##### ・財務基盤の明確化について

貸借対照表及び損益計算書等により、財政状況を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財政の見通しについて追加的に説明を求める。

当法人は基金制度の導入は予定していないものの、予算見込みにおいてH29/3期末現在で参加時会費及び年会費による1千万円強の内部留保を見込んでおり、翌年度以降も1百万円程度の経常利益を見込んでいるため、財務基盤は安定している。

##### ・経理処理・財産管理の適正性について

経理処理は地域医療連携推進法人会計基準に従うとともに、決裁規程に基づき、各会計伝票に適切な承認を得た上で、これを編纂した会計帳簿を主たる事務所において保管する。

また、資金及び固定資産の運用及び処分に関しても、決裁規程に基づき、役員等の適切な承認を得た上で行う。

決算については、毎会計年度終了後2か月以内に、事業報告書等を作成し監査を受ける。

財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人の監査を受け、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出る。

#### 【技術的能力】

##### ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

本業務は高度急性期から回復期及び在宅までの22の専門機関により事業が実施される。

参加法人である藤田保健衛生大学病院は職員数2,500名を超える医師、看護師、臨床検査技師等の専門的人材を確保している。

また、藤田保健衛生大学が有する医療事故調査等のノウハウや地域包括ケアモデルを本事業において活用することを想定している。

さらには電子カルテ等の環境も整っており、尾三会は、業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力を十分に確保している。

### (3) 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること

区分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	なし	有・無
金銭の貸し付け	なし	有・無
資産の譲渡	なし	有・無
給与の支給	職員1名給与	有・無
その他財産の運用及び事業の運営	事務室借用	有・無

### (4) 医療連携推進業務以外の業務を実施する場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

医療連携推進業務以外の業務を実施しないものであるか →実施する場合には、医療連携推進業務の実施に支障を及ぼさないものであるか	はい・いいえ 有・無
---	---------------

### (5) 医療連携推進方針に、下記の事項を記載していること。

- ・医療連携推進区域
- ・参加法人が当該区域において開設する病院等（参加病院等）の機能分担及び業務連携に関する事項
- ・当該事項の目標に関する事項
- ・運営方針・参加法人に関する事項

【併せて、参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができる】

必要事項を医療連携推進方針に記載しているか	はい・いいえ
-----------------------	--------

### (6) 医療連携推進区域を定款で定めていること

医療連携推進区域を定款で定めているか	はい・いいえ
--------------------	--------

(7) 社員は、①参加法人及び医療連携推進区域において、②良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること

①参加法人

- ・医療連携推進区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人

- ・医療連携推進区域において※介護事業等その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業を開設し、又は管理する法人(営利を目的とする法人を除く)

※「介護事業等」介護事業だけでなく、薬局、見守り等の生活支援事業等が該当する

②良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者

個人開業医、介護事業等を行う個人、参加法人になることを希望しない法人、大学等の医療従事者の養成機関の開設者、地方自治体、医師会、歯科医師会等

社員が、参加法人又は良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限る旨、定款で定めているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
---	--

(8) 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。

参加法人の構成等(8)、(11)

	法人名等	医療機関名等	議決権数	
病院、診療所 又は介護老人 保健施設を開 設する法人	南医療生活協同組合	総合病院南生協病院	①	1
	医療法人清水会	相生山病院	②	1
	医療法人なるみ会	第一なるみ病院	③	1
	医療法人コジマ会	ジャパン藤脳クリニック	④	1
	医療法人みどり訪問クリニック	みどり訪問クリニック	⑤	1
	医療法人並木会	並木病院	⑥	1
	医療法人愛整会	北斗病院	⑦	1
	医療法人鉄友会	宇野病院	⑧	1
	医療法人十全会	三嶋内科病院	⑨	1
	医療法人葵	葵セントラル病院	⑩	1

医療法人宝美会	総合青山病院	(11)	1	
医療法人明和会	辻村外科病院	(12)	1	
医療法人社団同仁会	一里山・今井病院	(13)	1	
公益財団法人豊田地域医療センター	豊田地域医療センター	(14)	1	
医療法人贈恩会	小嶋病院	(15)	1	
医療法人利靖会	前原整形外科リハビリテーションクリニック	(16)	1	
医療法人秋田病院	秋田病院	(17)	1	
学校法人藤田学園	藤田保健衛生大学病院	(18)	1	
医療法人名翔会	老人保健施設 和合の里	(19)	1	
介護施設等を開設する参加法人	社会福祉法人あかいけ寿老会	特別養護老人ホーム寿老苑	(20)	1
その他の社員	富田 裕	富田病院	(21)	1
	滝沢 健次郎	たきざわ胃腸科外科	(22)	1
総議決権数(1~22の合計)			(23) 22	
参加法人の議決権の構成割合(8) 19>1	(1~19の計) > (20)		適	
参加法人の議決権の構成割合(11) 0.909	[(1~20の計)/23] > 0.5		適	

(9) 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不當な条件を付していないものであること

社員の資格の得喪に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不當な条件を付していないものであるか	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
--	--

(10) 社員は、各一個の議決権の議決権を有するものであること  
ただし、定款の定めが次のいずれにも該当する場合はこの限りでない  
ア 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不适当に差別的な取扱いをしないものであること  
イ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

社員は各一個の議決権を有するものであるか	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
→各一個の議決権を有するものでない場合は、上記のア、イのいずれにも該当するものであるか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ

(11) 参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること (参加法人の構成等(8)、(11) 参照)

0. 909 適

(12) 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（社員等）としない旨を定款で定めていること

社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員等としない旨を定款で定めているか	はい・いいえ
--	--------

○社員等になれない者（具体的に以下）

ア当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

イ上記役員の配偶者又は三親等内の親族

ウ当該一般社団法人と利害関係を有する営利企業の個人事業主

エ上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族

オ当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

カ当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主

キ「ア」～「カ」に類する者

例えば、「ア」～「カ」に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定される。

(13) 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。

- ・理事3人以上・監事1人以上であること
- ・本人、配偶者、三親等内の親族及びそれに類する特殊の関係にある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。
- ・理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること

理事の数 3人以上	7人
監事の数 1人以上	2人
理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること	適合

#### 理事・監事の氏名、所属・役職名

	氏名	所属・役職名	代表理事
理事	星長 清隆	学校法人藤田学園常務理事 藤田保健衛生大学大学長	○
	湯澤 由紀夫	学校法人藤田学園理事 藤田保健衛生大学病院病院長	
	小嶋 真一郎	医療法人贈恩会理事長 小嶋病院病院長	
	辻村 亨	医療法人明和会理事長 辻村外科病院病院長	
監事	藤井 康	医療法人なるみ会理事 第一なるみ病院病院長	
	佐藤 貴久	医療法人清水会理事長 相生山病院病院長	
	長江 浩之	南医療生活協同組合 総合病院南生協病院病院長	
	宮川 秀一	公益財団法人豊田地域医療センター 代表理事	
	三浦 研	学校法人藤田学園法人本部 経理管理部経理室長	

各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと

	総 数 ①	最も人数の多い親族等のグループの人数 ②	親族等の割合 ②／①
理 事	7人	1人	11.1%
監 事	2人		

②の人数は、以下の者の合計

- (1) 当該役員、配偶者及び三親等以内の親族
- (2) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (4) (2) 又は(3)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(14) 代表理事を1人置いているものであること

代表理事を1人置いているか	はい・いいえ
---------------	--------

(15) 理事会を置いているものであること

理事会を置いているか	はい・いいえ
------------	--------

(16) 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること

- ・診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること
- ・参加法人が予算の決定等の重要な決定をするに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。
- ・医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。

前記要件を満たす、地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
------------------------------------	--

(17) 参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求める旨を定款で定めているものであること

参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求める旨を定款で定めているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
--	--

(18) 財産残額がある場合は、医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分のないもの又は財団たる医療法人（「国等」）に贈与する旨を定款で定めているものであること

認定取消処分を受けた場合、一月以内に贈与する旨を定款で定めているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
-----------------------------------	--

(19) 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
--------------------------------------	--

医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類

医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	有・無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・無
二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有・無

## 7 代表理事氏名・選定理由

氏 名	星 長 清 隆
選 定 理 由	<p>藤田保健衛生大学病院長を経験しており、現在、藤田保健衛生大学長である。</p> <p>藤田保健衛生大学は附属大学病院及び地域包括ケア中核センターを持ち、高度急性期から在宅までの医療を実践している。</p> <p>藤田保健衛生大学は、その医療基盤を教育及び研究で支えている。</p> <p>代表理事予定者は、それら高度急性期から在宅までの医療の推進者である。</p>

## 医療連携推進方針

## 1. 医療連携推進区域

愛知県名古屋市緑区、名古屋市天白区、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、愛知郡東郷町

## 2. 参加法人

- ・南医療生活協同組合 総合病院南生協病院
- ・医療法人清水会 相生山病院
- ・医療法人なるみ会 第一なるみ病院
- ・医療法人コジマ会 ジャパン藤脳クリニック
- ・医療法人みどり訪問クリニック みどり訪問クリニック
- ・医療法人並木会 並木病院
- ・医療法人愛整会 北斗病院
- ・医療法人鉄友会 宇野病院
- ・医療法人十全会 三嶋内科病院
- ・医療法人葵 葵セントラル病院
- ・医療法人宝美会 総合青山病院
- ・医療法人明和会 辻村外科病院
- ・医療法人社団同仁会 一里山・今井病院
- ・公益財団法人 豊田地域医療センター
- ・医療法人贈恩会 小嶋病院
- ・医療法人利靖会 前原整形外科リハビリテーションクリニック
- ・医療法人 秋田病院
- ・学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学病院
- ・社会福祉法人 あかいけ寿老会 特別養護老人ホーム寿老苑
- ・医療法人名翔会 老人保健施設和合の里

## 3. 理念・運営方針

(理念)

尾三会は、広域をカバーする高度・専門医療を安定的に供給する一方で、地域住民の皆様が住み慣れた地域を中心に、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できるよう、高度急性期医療と地域包括ケアの連携モデルを構築し、愛知県地域医療構想の確実な実現に貢献いたします。

(運営方針)

尾三会では、愛知県地域医療構想実現のため、以下の取組みを実施いたします。なお、病床機能調整を含む地域医療構想は、地域医療構想調整会議において検討の上その実現を図るため、尾三会は、参加法人を通じ、地域医療構想実現に向けてのノウハウや仕組みの提供、医療従事者の質の向上や職員派遣といった支援により、地域医療構想の実現に寄与いたします。

① 特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や、医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期病床及び在宅診療等の充実化を促進いたします。

② 広域を担う特定機能病院と、地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与いたします。

③ 厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるよう、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等を支援いたします。

## 4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・グループ内施設の機能の分化について

特定機能病院である藤田保健衛生大学病院は、多くの医療圏をカバーしており、その他のグループ内施設は連携して各地域に必要な急性期以降の機能を担います。具体的には、医療法人贈恩会小嶋病院及び医療法人清水会相生山病院は、地域医療構想の枠組みの中で、それぞれ回復期機能への転換及び充実化を検討しております。

- ・グループ内施設間における医療・介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて派遣を実施し、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。

- ・医療・介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、藤田保健衛生大学地域包括ケア中核センターを中心に、回復期機能や在宅医療に関わる医療・介護従事者向け研修を実施いたします。研修メニューは、毎期、地域ニーズに合わせたプログラムを検討し、毎月の開催を予定しております。

- ・グループ内施設間での患者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、高度急性期医療を担う藤田保健衛生大学病院の電子カルテシステムを拡張し、高度急性期から在宅医療までの一連の流れの中で患者情報を電子的に共有します。平成30年度にまず1施設へ導入し、平成31年度以降、希望する法人から順次接続いたします。

- ・グループ内施設に対して医療事故調査等に関する業務の連携を実施し、安全な地域医療の実現に貢献します。

具体的には、医療事故対応の経験やノウハウ、専門家の知識等膨大なデータを有する藤田保健衛生大学を中心に、グループ内施設における医療事故発生時の対応を支援し、適切に医療事故報告制度に基づく調査報告を実施できるようにします。

- ・医薬品の一括交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、平成29年4月に医薬品購入状況の調査を実施し、平成29年6月中に共同購入希望施設向け説明会を実施する。実質的な運用は平成29年10月から始めます。

- ・医療機器等の共通化及び一括価格交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、平成 29 年 4 月からグループ内施設で共通で購入する医療機器の交渉依頼の申し出があった場合には交渉を開始いたします。

- ・グループ内施設における給食サービスの共同化を実施し、適切な配食と経営の効率化を図ります。

具体的には、藤田保健衛生大学病院が実施している適時適温の食事提供システムを、グループ内施設で共同実施することを目指します。平成 29 年 4 月より実現可能性調査を実施、平成 31 年 12 月頃に実現いたします。

## 5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・先進的な地域包括ケアモデル情報を地域医療構想区域に対し提供します。

具体的には、既に豊明市において藤田保健衛生大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域に適したモデルの構築に貢献いたします。

- ・「暮らし」を支える在宅診療のシステム化に貢献いたします。

具体的には、前述の藤田保健衛生大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域における医師会と連携し、開業医の先生方が実施する訪問診療を補完する訪問看護等の体制整備、急変時に備えた 24 時間 365 日オンコール体制によるバックアップ、24 時間看取りとターミナルケアのサポート体制の構築を通じ在宅医療の充実に貢献いたします。

- ・介護・医療従事者等の相互派遣を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。

具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への派遣を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。

- ・グループ内施設間での患者・利用者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、前述のとおり、患者及び利用者情報を電子的に共有化する仕組みを構築して活用し、各医療機関及び介護施設等が連携して患者ニーズに合った適切な医療や介護の継続的な提供を実現いたします。

### (記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

【尾三会】

○ 参加法人

法人名	病院名・施設名	病床数又は定員数				うち回復期リハビリ病床(床)	市区町村
		一般(床)	療養(床)	精神(床)	合計(床)		
南医療生活協同組合	総合病院南生協病院	313			313		緑区
医療法人清水会	相生山病院	56	106		162		緑区
医療法人なるみ会	第一なるみ病院	130			130	一般 50	緑区
医療法人コジマ会	ジャパン藤脳クリニック	19			19		緑区
医療法人みどり訪問クリニック	みどり訪問クリニック						緑区
医療法人並木会	並木病院		212		212		天白区
医療法人愛整会	北斗病院	90	180		270	療養 100	岡崎市
医療法人鉄友会	宇野病院	115	65		180	一般 55	岡崎市
医療法人十全会	三嶋内科病院	44	102		146		岡崎市
医療法人葵	葵セントラル病院	30			30		岡崎市
医療法人宝美会	総合青山病院	137	93		230	療養 41	豊川市
医療法人明和会	辻村外科病院	60	60		120	療養 60	刈谷市
医療法人社団同仁会	一里山・今井病院	20			20		刈谷市
公益財団法人豊田地域医療センター	豊田地域医療センター	110	40		150	一般 30	豊田市
医療法人贈恩会	小嶋病院	240			240		東海市
医療法人利靖会	前原整形外科リハビリテーションクリニック	19			19		大府市
医療法人秋田病院	秋田病院	100	50		150	療養 50	知立市
学校法人藤田学園	藤田保健衛生大学病院	1384		51	1435		豊明市
医療法人名翔会	老人保健施設 和合の里	定員 105 名					東郷町
社会福祉法人あかいけ寿老会	特別養護老人ホーム寿老苑	入所 50 名 短期入所 10 名					日進市

● 社員

・ 富田 裕

富田病院〔個人開設〕(岡崎市)

一般 48 床

(うち回復期リハビリ病床 48 床)

・ 滝沢 健次郎

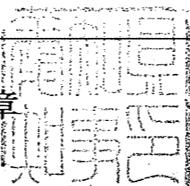
たきざわ胃腸科外科〔個人開設〕(みよし市)

無床

28医国第3132号  
平成29年3月29日

愛知県医療審議会  
会長 高橋 雅英 様

愛知県知事 大村 秀章



地域医療連携推進法人の認定について（諮問）

このことについて、下記の者から地域医療連携推進法人認定申請がありましたので、医療法（昭和23年法律第205号）第70条の3第2項の規定によって、貴審議会の意見を求めます。

記

1 一般社団法人の名称

一般社団法人 尾三会

2 代表者の氏名

星長 清隆

3 主たる事務所の所在地

愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98

担当 健康福祉部保健医療局

医務国保課医療指導グループ（加藤）

電話 052-954-6275（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6918

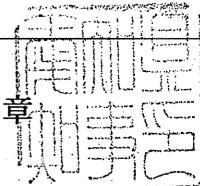
電子メール imukokuho@pref.aichi.lg.jp

28医国第3133号  
平成29年3月29日

愛知県医療審議会

会長 高橋 雅英 様

愛知県知事 大村 秀章



地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可について（諮問）

このことについて、下記の者から代表理事の選定認可申請がありましたので、医療法（昭和23年法律第205号）第70条の19第2項の規定によって、貴審議会の意見を求めます。

記

1 法人

尾三会

2 代表理事となるべき者の氏名

星長 清隆

担当 健康福祉部保健医療局

医務国保課医療指導グループ（加藤）

電話 052-954-6275（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6918

電子メール imukokuho@pref.aichi.lg.jp